

新	旧
<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 略</p>	<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法（昭和31年法律第118号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年第令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業</p> <p>(2) 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(3) 婦人保護事業費補助金 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設（婦人保護長期収容施設を含む。）の運営事業</p>

新

(交付額の算定方法)

4 略

(交付の条件)

5 略

旧

(交付額の算定方法)

4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第5欄に掲げる負担(補助)率を乗じる。
- (3) (2)により算出された額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。
 - ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費負担金及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。
 - イ 婦人保護事業費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更(交付決定におけるそれぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を

新

旧

(申請手続)

6 略

(変更申請手続)

7 略

(交付決定までの標準的処理期間)

8 略

(補助金等の概算払)

9 略

(実績報告)

10 略

(補助金等の返還)

11 略

整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の8月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的処理期間)

8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金等の概算払)

9 厚生労働大臣は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。

(実績報告)

10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

11 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫に返還することを命ずる。

新

(その他)

12 略

旧

(その他)

12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新

旧

別紙 婦人保護費交付基準

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
略	婦人保護事業費負担金	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額（経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額（以下「標準国庫補助基本額」という。）とする。</p> <p>ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数（以下「指導員加算数」という。）を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額（指導員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。</p>	<p>婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役員費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等</p>	5/10

新

旧

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	---------	--------	---------------

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	---------	--------	---------------

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	219,300	214,700	210,200	207,100	204,100	201,000
21 ~ 30	146,500	143,400	140,400	138,300	136,300	134,300
31 ~ 40	110,100	107,800	105,500	104,000	102,400	100,900
41 ~ 50	88,200	86,400	84,500	83,300	82,100	80,900
51 ~ 60	81,800	80,100	78,400	77,300	76,100	75,000
61 ~ 70	70,300	68,800	67,300	66,300	65,400	64,400
71 ~ 80	61,600	60,300	59,000	58,100	57,300	56,400
81 ~ 90	54,800	53,700	52,500	51,800	51,000	50,200
91 ~ 100	49,400	48,400	47,400	46,700	46,000	45,300

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	217,800	213,200	210,100	208,600	207,100	205,600
21 ~ 30	145,500	142,400	140,400	139,300	138,300	137,300
31 ~ 40	109,300	107,000	105,500	104,700	103,900	103,200
41 ~ 50	87,600	85,800	84,500	83,900	83,300	82,700
51 ~ 60	81,300	79,500	78,400	77,800	77,300	76,700
61 ~ 70	69,800	68,300	67,300	66,800	66,300	65,800
71 ~ 80	61,100	59,900	59,000	58,600	58,100	57,700
81 ~ 90	54,400	53,300	52,500	52,100	51,800	51,400
91 ~ 100	49,100	48,000	47,400	47,000	46,700	46,300

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	196,400	191,800
21 ~ 30	131,200	128,200
31 ~ 40	98,600	96,300
41 ~ 50	79,000	77,200
51 ~ 60	73,200	71,500
61 ~ 70	62,900	61,400
71 ~ 80	55,100	53,800
81 ~ 90	49,100	48,000
91 ~ 100	44,300	43,200

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	204,000	202,500	201,000	199,500	196,400	191,800
21 ~ 30	136,300	135,300	134,300	133,200	131,200	128,100
31 ~ 40	102,400	101,700	100,900	100,100	98,600	96,300
41 ~ 50	82,100	81,500	80,900	80,300	79,000	77,200
51 ~ 60	76,100	75,500	75,000	74,400	73,200	71,500
61 ~ 70	65,300	64,900	64,400	63,900	62,900	61,400
71 ~ 80	57,300	56,800	56,400	56,000	55,100	53,800
81 ~ 90	51,000	50,600	50,200	49,900	49,100	47,900
91 ~ 100	46,000	45,600	45,300	45,000	44,300	43,200

新

旧

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	---------	--------	---------------

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	---------	--------	---------------

表 2 指導員1人当たり加算限度額

表 2 指導員1人当たり加算限度額

(単位:円)

(単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	25,400	24,800	24,200	23,800	23,400	23,100
21 ~ 30	16,900	16,500	16,100	15,900	15,600	15,400
31 ~ 40	12,700	12,400	12,100	11,900	11,700	11,500
41 ~ 50	10,100	9,900	9,700	9,500	9,400	9,200
51 ~ 60	8,500	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700
61 ~ 70	7,200	7,100	6,900	6,800	6,700	6,600
71 ~ 80	6,300	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100
91 ~ 100	5,100	5,000	4,800	4,800	4,700	4,600

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	25,200	24,600	24,200	24,000	23,800	23,600
21 ~ 30	16,800	16,400	16,100	16,000	15,900	15,700
31 ~ 40	12,600	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800
41 ~ 50	10,100	9,800	9,700	9,600	9,500	9,400
51 ~ 60	8,400	8,200	8,100	8,000	7,900	7,900
61 ~ 70	7,200	7,000	6,900	6,900	6,800	6,700
71 ~ 80	6,300	6,100	6,100	6,000	6,000	5,900
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,300	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	22,500	21,900
21 ~ 30	15,000	14,600
31 ~ 40	11,200	10,900
41 ~ 50	9,000	8,800
51 ~ 60	7,500	7,300
61 ~ 70	6,400	6,300
71 ~ 80	5,600	5,500
81 ~ 90	5,000	4,900
91 ~ 100	4,500	4,400

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	23,400	23,200	23,000	22,900	22,500	21,900
21 ~ 30	15,600	15,500	15,400	15,200	15,000	14,600
31 ~ 40	11,700	11,600	11,500	11,400	11,200	10,900
41 ~ 50	9,400	9,300	9,200	9,100	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,700	7,700	7,600	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,600	6,600	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,900	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,600	4,600	4,500	4,400

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49別表(以下「別表」という。)第1の支給割合が一級地とされている地域とする。</p> <p>(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、<u>広島県府中町</u>とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 「8/100」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が五級地とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p>					<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「17/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49附則別表(以下「附則別表」という。)第2の支給割合が17/100とされている地域とする。</p> <p>(2) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が14/100とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。</p> <p>(4) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(6) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域及び綾瀬市、座間市とする。</p> <p>(7) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び大東市とする。</p> <p>(8) 「7/100」とは、東大和市、松原市とする。</p> <p>(9) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(削除)</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。</p> <p>(8) 「その他」とは、(1)から(7)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p> <p>(11) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(12) 「その他」とは、(1)から(11)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	5 負担(補助)率
------	------	-------	-----------

寒冷地手当算定方式

寒冷地に所在する施設

次表の単価に員数を乗じて算定された額

単 価				員 数
1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	
円	円	円	円	
ア 131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ 72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ 51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

(備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方式

(1) 旧寒冷地に所在する施設（新寒冷地に所在する施設を除く）

① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額

② ①で算出された合計額から1人あたり130,000円を引いた額（0円以下となる場合は、0円とする。）

経費の種類	単 価					員 数	
	旧 5 級地	旧 4 級地	旧 3 級地	旧 2 級地	旧 1 級地		
(1) 定 額	円	円	円	円	円		
ア	163,700	129,600	97,800	67,500	39,600	世帯主（扶養親族3人以上）の員数	
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	世帯主（扶養親族1人または2人）の員数	
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	準世帯主（扶養親族なし）の員数	
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	非世帯主の員数	
(2) 加算額	北 海 道						
	旧甲地 円 旧乙地 円 旧丙地 円						
	ア	66,500	51,600	38,600			世帯主の員数
	イ	44,300	34,400	25,700			準世帯主の員数
	ウ	22,200	17,200	12,900			非世帯主の員数
	北海道以外の地域						
	旧 5 級地 円 旧 4 級地 円						
	ア	16,500	8,200				世帯主の員数
	イ	11,000	5,500				準世帯主の員数
	ウ	5,500	2,700				非世帯主の員数

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

(2) 新寒冷地に所在する施設

次表の単価に員数を乗じて算定された額

単 価				員 数
新 1 級地	新 2 級地	新 3 級地	新 4 級地	
円	円	円	円	
ア 131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ 72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ 51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

(備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																				
		<p>3 夜間警備体制強化加算</p> <p>警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。</p> <p>(宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。)</p> <p>(算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数 (又は機械設備1式数)</p> <p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額)</p> <table border="1" data-bbox="1429 858 1709 1267"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20名以下</td><td>8,090</td></tr> <tr><td>21～30</td><td>5,390</td></tr> <tr><td>31～40</td><td>4,040</td></tr> <tr><td>41～50</td><td>3,230</td></tr> <tr><td>51～60</td><td>2,690</td></tr> <tr><td>61～70</td><td>2,310</td></tr> <tr><td>71～80</td><td>2,020</td></tr> <tr><td>81～90</td><td>1,790</td></tr> <tr><td>91～100</td><td>1,610</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。</p>	定員	単価(円)	20名以下	8,090	21～30	5,390	31～40	4,040	41～50	3,230	51～60	2,690	61～70	2,310	71～80	2,020	81～90	1,790	91～100	1,610		
定員	単価(円)																							
20名以下	8,090																							
21～30	5,390																							
31～40	4,040																							
41～50	3,230																							
51～60	2,690																							
61～70	2,310																							
71～80	2,020																							
81～90	1,790																							
91～100	1,610																							

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1施設当たり年額 <u>139,330</u>円</p> <p>8 略</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1施設当たり年額 <u>1,794,410</u>円</p>					<p>4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。</p> <p>5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。</p> <p>6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2, 210円</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1施設当たり年額 <u>138,700</u>円</p> <p>8(1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1施設当たり年額 <u>1,794,361</u>円</p>		

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,770円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,540円</u></p> <p>11 略</p>					<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,721円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,442円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合] 1 暴力被害者分 (1)暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,650円を乗じた額 (2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 4,450円 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,950円 ※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。) 2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 7,540円 就学児から18歳未満の児童 5,510円</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>児童以外の者 5,030円 (注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 就学前児童 4,450円 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 就学前児童 7,540円 就学児から18歳未満の児童 5,510円 児童以外の者 4,880円</p> <p>12 人身取引被害者の一時保護委託費 人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 人身取引被害者分 前項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、そ</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>の基準額を適用する。 〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 人身取引被害者分 前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>13 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託費 別途定めるところにより、売春防止法に基づく要保護女子(以下「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>〔14日以内の場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																													
	事業費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 要保護女子等分</p> <p>(1) 事業費</p> <p>各月初日の保護現員（月の中途において退所した者を除く。以下「各月当初保護現員」という。）に月額54,600円を乗じた額の合算額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">冬 期 加 算 額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>I 区</td> <td>II 区</td> <td>III 区</td> <td>IV 区</td> <td>V 区</td> <td>VI 区</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>8,900</td> <td>7,100</td> <td>5,400</td> <td>4,200</td> <td>2,800</td> <td>2,200</td> </tr> </table> <p>(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。</p> <p>(2) 妊産婦加算</p> <p>妊産婦については、各月当初保護現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">妊 産 婦 加 算 額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">妊 婦</th> <th rowspan="2">産 婦</th> </tr> <tr> <th>6 月未 満</th> <th>6 月 以 上</th> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>9,140</td> <td>13,810</td> <td>8,490</td> </tr> </table>	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区	円	円	円	円	円	円	8,900	7,100	5,400	4,200	2,800	2,200	妊 婦		産 婦	6 月未 満	6 月 以 上	円	円	円	9,140	13,810	8,490	<p>婦人相談所一時保護所入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、扶助費等</p>	5/10
I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区																												
円	円	円	円	円	円																												
8,900	7,100	5,400	4,200	2,800	2,200																												
妊 婦		産 婦																															
6 月未 満	6 月 以 上																																
円	円	円																															
9,140	13,810	8,490																															